

一般社団法人香川県トラック協会

会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

緊急事態対策期における対策について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

変異株の猛威により、新型コロナウイルスの感染が全国各地へと急速に拡大し続ける中、本県の感染状況は、1 1 日現在の新規感染者数 5 6 人、直近 1 週間の累積新規感染者数は 3 2 3 人にのぼり、過去最高を更新しており、医療のひっ迫具合を示す病床使用率についても、国のステージⅣの目安 5 0 % を超える水準となり、非常に厳しい状況に置かれております。

感染拡大を抑制し、こうした状況から何としても脱するため、今月 9 日から「緊急事態対策期」に移行し、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令する中で、県民の皆さまのご協力をいただきながら、様々な感染拡大防止に取り組んでいるところでありますが、本県の厳しい感染状況を踏まえ、より一層の対策として、集客が見込まれる県有施設等を原則休館・休園し、市町にも同様の措置を行っていただくよう協力を要請しました。

また、人流を抑制し、人と人との接触の機会を減らすことにより、感染リスクの低減を図ることが極めて重要であることから、集客施設に関する事業者の皆さまには、業種別ガイドラインの遵守徹底に加え、施設の入場整理等の徹底や大規模施設における営業日・営業時間の見直しを含む対策の実施などについて協力をお願いしたところです。

県民の皆さまには、これまで以上にご負担をおかけすることになりますが、不要不急の外出自粛を徹底するとともに、施設に人が密集することを抑制するため、是非とも御協力をお願いいたします。

つきましては、貴職におかれまして、「緊急事態対策期における対策（5 月 9 日以降）について」（資料 1）の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知をいただくとともに、対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。

緊急事態対策期における対策（5月9日以降）について

令和3年5月 8日
 令和3年5月12日改正

○対策期間：5月9日（日）～5月31日（月）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

(1) 外出について

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛するよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に依拠していない飲食店等の利用を厳に控えるよう協力要請
- 人が密集する屋内施設や店舗で集団感染が発生している状況に鑑み、当該施設等の利用にあたっては、感染対策の徹底について十分に確認し、対策が徹底されていない施設等の利用を厳に控えるよう協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
 - 別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
 - 別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
- 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
 - 別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
 - 別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
 - 別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
 - 別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項等）

- 飲食店への営業時間の短縮を協力要請（令和3年4月7日～4月20日、4月28日～5月11日、5月12日～5月31日）
- 人流を抑制し、人と人との接触機会を減らすため、集客施設において、営業日や営業時間の見直し、入場整理等の徹底など、感染リスクの低減を図る適切な対策をとるよう働きかけ（法によらない協力依頼）（別紙1）：「集客施設への働きかけについて」
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2 (再掲)：業種別ガイドライン

別添7 (省略)：今後における適切な感染防止対策

別添8 (省略)：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3 (再掲)：かがわコロナお知らせシステム

別添9 (省略)：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
- ・手洗い・手指消毒を徹底すること
- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

○介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを要請

○高齢者のいる障害者施設等の設置者に対し、当該施設従事者を対象に実施する一斉検査の受検に協力することを要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

○催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10 (省略)：催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11 (省略)：催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関係する県有施設等は、原則、休館・休園又は利用自粛等の対応(別紙2)。開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。

○県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう協力要請

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

○無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設を充実する。

6. 香川県コロナ非常事態宣言に伴う集中対策(令和3年5月9日～5月31日)

(別紙(省略)：「香川県コロナ非常事態宣言に伴う集中対策(概要)について」)

7. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙(省略)：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」)

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

令和3年5月12日

集客施設への働きかけについて

○対象期間：5月15日（土）～緊急事態対策期間（5月31日（月））

○特措法に基づかない協力依頼の対象となる施設（例示）

種類	施設例	働きかけの内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等	<p>不要不急の外出自粛を徹底するとともに、施設に人が密集することを抑制するため、以下について働きかけするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインを遵守徹底すること ・施設の入場者の整理・誘導、人数管理・人数制限などを徹底すること。 ・入場整理等を行っていている旨をホームページ等で周知すること。 ・ポイントデーターなど、集客イベントの実施を自粛すること。 ・特に、感染が広がっている地域における大規模な集客施設では、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らす観点から、営業日や営業時間の見直しを含め、感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと。
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ練習場、テニスコート、バドミントンコート、ゲームセンター 等	
遊興施設（※1）	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等	
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く）	

（※1）遊興施設のうち、食品衛生法上の営業許可を取得している施設は、飲食店への営業時間短縮要請の対象。

県有施設等における対応

別紙2

(1) 休館・休園する施設 (22施設)

施設名	現在の状況 (5月12日時点)	休館・休園期間
栗林公園	休園	5月3日 ~ 5月31日
さめきこどもの国	休館	5月3日 ~ 5月31日
県立ミュージアム	休館	5月3日 ~ 5月31日
東山魁夷せとうち美術館	休館	5月3日 ~ 5月31日
瀬戸内海歴史民俗資料館	休館	5月3日 ~ 5月31日
瀬戸大橋記念館・刻月亭	休館	5月3日 ~ 5月31日
さめき動物愛護センター (ドッグラン等)	休館	5月4日 ~ 5月31日
香川県防災センター (体験コーナー等)	開館	5月15日 ~ 5月31日
県民いこいの森野営場	開園	5月15日 ~ 5月31日
大川山野営場	開園	5月15日 ~ 5月31日
女木島野営場	開園	5月15日 ~ 5月31日
香川県粟島海洋記念公園	開園	5月15日 ~ 5月31日
観光情報センター (サンポート高松交流拠点施設)	開館	5月15日 ~ 5月31日
JR高松駅構内「香川・高松ツーリストインフォメーション」	開所	5月15日 ~ 5月31日
香川用水記念公園	開園	5月15日 ~ 5月31日
小豆オリーブ研究所 (展示室)	開館	5月15日 ~ 5月31日
香川県園芸総合センター	開館	5月15日 ~ 5月31日
香川用水資料館 (1階展示スペース)	開館	5月15日 ~ 5月31日
さめき空港公園 (グラススキー場)	開園	5月15日 ~ 5月31日
丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム)	開館	5月15日 ~ 5月31日
総合水泳プール (トレーニングマシンルーム)	開館	5月15日 ~ 5月31日
埋蔵文化財センター (展示室)	開館	5月15日 ~ 5月31日

※香川・愛媛せとうち旬彩館 (東京都) については、4月25日から休館中

(2) 利用自粛の看板を設置する施設 (33施設)

施設名	現在の状況 (5月12日時点)	利用自粛要請期間
公洲森林公園	開園	5月15日 ~ 5月31日
満濃池森林公園	開園	5月15日 ~ 5月31日
ドングリランド	開園	5月15日 ~ 5月31日
瀬戸大橋記念公園 (瀬戸大橋記念館・刻月亭を除く)	開園	5月15日 ~ 5月31日
坂出緩衝緑地 (公園施設)	開園	5月15日 ~ 5月31日
琴弾公園	開園	5月15日 ~ 5月31日
琴林公園	開園	5月15日 ~ 5月31日
琴平公園	開園	5月15日 ~ 5月31日
桃陵公園	開園	5月15日 ~ 5月31日
亀鶴公園	開園	5月15日 ~ 5月31日
県管理ダム周辺公園【14か所】	開放	5月15日 ~ 5月31日
高松港・詰田川緑地 (グリーンパーク)	開園	5月15日 ~ 5月31日
高松港・ハーバープロムナード (赤灯台付近の視聴覚遊具周辺)	開放	5月15日 ~ 5月31日
豊浜港・一の宮緑地	開放	5月15日 ~ 5月31日
仁尾港・江尻I地区緑地	開放	5月15日 ~ 5月31日
池田港・港湾緑地	開放	5月15日 ~ 5月31日
さめき空港公園 (公園施設)	開園	5月15日 ~ 5月31日
香東川公園 (公園施設)	開園	5月15日 ~ 5月31日
土器川公園 (公園施設)	開園	5月15日 ~ 5月31日
五色台少年自然センター (トリムコース・芝生の広場)	開館	5月15日 ~ 5月31日

(3) 開館・開園時間を短縮する施設(13施設)

施設名	現在の開館・開園時間 (5月12日時点)	時間短縮 内容	時間短縮期間
文化会館	9:00 ~ 17:00 (夜間予約) 22:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
香川県民ホール	9:00 ~ 22:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
香川国際交流会館 (アイパル香川)	9:00 ~ 18:00 (火~金・会議室) 21:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
香川県社会福祉総合センター (福祉ライブラリー)	10:00 ~ 18:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
かがわ総合リハビリテーションセンター	8:30 ~ 21:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
香川県青年センター	9:00 ~ 21:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
高松港・香西地区緑地 (多目的広場)	9:00 ~ 21:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
丸亀高校武道館	9:00 ~ 21:00 (日祝) 17:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
総合運動公園	8:00 ~ 21:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム以外)	9:00 ~ 21:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
総合水泳プール (トレーニングマシンルーム以外)	10:00 ~ 22:00 (日祝) 17:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
県立武道館	9:00 ~ 21:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日
県立図書館	9:00 ~ 19:00 (土日祝) 17:00	調整中	5月15日 ~ 5月31日

(4) 新規予約の受付を停止する施設 (34施設)

施設名	新規予約受付停止期間
文化会館	5月12日 ~ 5月31日
香川県県民ホール	5月12日 ~ 5月31日
情報通信交流館 (e-とぴあ・かがわ) (レンタルスペース)	5月12日 ~ 5月31日
香川国際交流会館 (アイパル香川)	5月12日 ~ 5月31日
香川県社会福祉総合センター	5月12日 ~ 5月31日
香川県社会福祉総合センター (ボランティア・男女共同参画交流室)	5月12日 ~ 5月31日
かがわ総合リハビリテーションセンター	5月12日 ~ 5月31日
香川県青年センター	5月12日 ~ 5月31日
香川県産業交流センター (サンメッセ香川)	5月12日 ~ 5月31日
産業技術センター (会議室、研修室、視聴覚室)	5月12日 ~ 5月31日
ネクスト香川	5月12日 ~ 5月31日
FROM香川	5月12日 ~ 5月31日
地域職業訓練センター	5月12日 ~ 5月31日
瀬戸大橋記念公園 (球技場・マリンドーム・ターゲットバードゴルフ場)	5月12日 ~ 5月31日
香川県粟島海洋記念公園 (武道場・研修室)	5月12日 ~ 5月31日
坂出緩衝緑地 (番の州球場)	5月12日 ~ 5月31日
サンポート高松交流拠点施設 (国際会議場)	5月12日 ~ 5月31日
サンポート高松交流拠点施設 (展示場)	5月12日 ~ 5月31日
サンポート高松交流拠点施設 (多目的広場)	5月12日 ~ 5月31日
サンポート高松交流拠点施設 (アート広場)	5月12日 ~ 5月31日
サンポート高松交流拠点施設 (大型テント広場)	5月12日 ~ 5月31日
高松港・香西西地区緑地 (パークゴルフ場)	5月12日 ~ 5月31日
高松港・香西西地区緑地 (多目的広場)	5月12日 ~ 5月31日
高松港・香西西地区緑地 (芝山マリンランド)	5月12日 ~ 5月31日
さぬき空港公園 (イベント広場)	5月12日 ~ 5月31日
香東川公園 (球技広場)	5月12日 ~ 5月31日
土器川公園 (球技広場)	5月12日 ~ 5月31日
丸亀高校武道館	5月12日 ~ 5月31日
総合運動公園	5月12日 ~ 5月31日
丸亀競技場 (トレーニングマシンルーム以外)	5月12日 ~ 5月31日
総合水泳プール (トレーニングマシンルーム以外)	5月12日 ~ 5月31日
県立武道館	5月12日 ~ 5月31日
五色台少年自然センター	5月12日 ~ 5月31日
屋島少年自然の家	5月12日 ~ 5月31日

※一部 (3) の施設と重複あり

集客施設への働きかけ

(法によらない協力依頼)

人流を抑制し、人と人との接触機会を減らして、感染リスクの低減を！

不要不急の外出自粛を徹底するとともに、施設に人が密集することを抑制するため、以下の措置の実行についてお願いいたします。

- 業種別ガイドラインを遵守徹底すること。
- 施設の入場者の整理・誘導、人数管理・人数制限などを徹底すること。
- 入場整理等を行っている旨をホームページ等で周知すること。
- ポイントデーなど、集客イベントの実施を自粛すること。
- 特に、感染が広がっている地域における大規模な集客施設では、人流を抑制し、人と人との接触機会を減らす観点から、営業日や営業時間の見直しを含め、感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと。